

御代田町特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団	体	名	:		御代田町
事	業	名	:		特定環境保全公共下水道事業
策	定	日	:	平成 29 年 3 月	
計	画	期	間	:	平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

経営戦略策定の背景

下水道は、環境衛生の向上、水域の保全のために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道のうち市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既成市街地及びその周辺の地域)以外の区域において設置されるものです。当町では、塩野地区を処理区域としています。公共関連特定環境保全公共下水道として、公共下水道の第4期整備区域885ha(当時の計画面積)のうち、塩野区の35haを計画処理区域面積とし、平成11(1999)年に塩野処理区として新規に事業認可を受け、着手して以降、現在に至っています。終末処理場は、公共下水道と同じく御代田浄化管理センターです。

平成27(2015)年度末には、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び個別排水処理施設を合わせた普及率は約93%に達しました。住宅地を主に面整備してきた下水道管渠は、おおむね布設し終わり、今後は維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入っています。

一方、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化など、社会情勢は転換期を迎え、当町の下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

下水道事業は、地方財政法で適正な経費負担に基づく独立採算の原則が定められており、平成26(2014)年8月には、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」の策定を行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請されました。

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、計画項目として、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資計画)と、財政の見通しを試算した計画(財源試算)を、投資以外の経費も含めた上で収支と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画を策定することとされています。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度(16年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用企業
処理区域内人口密度	26人/ha(平成28年3月末時点)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1(塩野処理区)		
処理場数	1(御代田浄化管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場で発生する脱水汚泥を、北佐久地区の市町村によって設立された浅麓環境施設組合(浅麓汚泥再生センター)に搬送し、堆肥化を実施(現在はセメント材料として県外搬出)し、汚泥処理に関して事業の広域化を実施済。 ・処理場の維持管理業務の委託先業者を近隣の市町村と同一とすることで、委託の広域化を実施済。 		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	別表(第30条関係) 下水道使用料 (1か月につき)				
	(消費税抜)				
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金		超過料金		
	汚水の量	金額	用途	金額(1m ³ につき)	
業務用使用料体系なし	10m ³ まで	2,000円	一般用	10m ³ を超え20m ³ まで	200円
				20m ³ を超え50m ³ まで	210円
				50m ³ を超え100m ³ まで	220円
				100m ³ を超え300m ³ まで	240円
				300m ³ を超え500m ³ まで	260円
				500m ³ を超える分	280円
			公衆浴場用	10m ³ を超え20m ³ まで	200円
				20m ³ を超える分	100円
その他の使用料体系の概要・考え方	なし				
条例上の使用料 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,376円(税込)	実質的な使用料* (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,573円(税込)
	平成26年度	2,376円(税込)		平成26年度	4,747円(税込)
	平成27年度	2,376円(税込)		平成27年度	4,852円(税込)

* 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの

③ 組織

職員数	組織図	
	建設水道課長 1名 ※	
事業運営組織	上下水道工務係 係長 1名 ※	上下水道管理係 係長 1名
	維持管理・工事 係員	料金・負担金賦課徴収 係員
	正規職員2名	正規職員2名 臨時職員2名
	※ 課長が係長兼務 職員数 計8名	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・御代田浄化管理センター及びマンホールポンプ36カ所の維持管理業務委託 ・御代田浄化管理センター汚泥搬送業務委託
	イ 指定管理者制度	実施状況なし
	ウ PPP・PFI	実施状況なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	処理場の脱水汚泥をセメント材料として利用
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	実施状況なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 別紙参照

平成26(2014)年度決算「経営比較分析表」を別紙のとおり添付しています。
経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる分析表のことで、総務省自治財務局において作成されたものです。

2. 経営の基本方針

当町の特定環境保全公共下水道事業では、料金収入で賄い切れない支出に対し、一般会計からの繰入金により財源確保していますが、今後も人口減少や、少子高齢化の進行、生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化など社会状況の変化により、下水道使用料収入が減少傾向に転じる可能性があります。このような収入の確保が難しい状況の中、安定した下水道事業の経営を進めるため、収支のバランスについて、常に留意していく必要があります。

当町の特定環境保全公共下水道事業は、平成12(2000)年から供用開始となっているため、初期に整備した管路は現在16年程経過しております。管路の標準耐用年数は50年とされており、本経営戦略の計画期間の10年間では、改築更新時期には達しませんが、今後20年～30年後には老朽化対策のため、多額の改築更新費用が必要になることが推定されます。また、汚水処理の根幹施設である終末処理場(御代田浄化管理センター)においては、汚水処理に係る設備の耐用年数が短いため、管路よりも早いサイクルで改築更新をする必要があり、当面は処理場の改築更新費用が増大していく見込みです。下水道施設全体で改築更新を行うことで、下水道事業の経営状況は一段と厳しくなることが予想されます。そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、戦略の計画期間(平成28年度～37年度)においては、将来的な改築更新時期の到来前に、既存下水道施設のストックの把握と、計画的かつ効率的な改築更新の推進、予防保全的維持管理業務による施設の延命化を図りながら、利用者に対して「安定した下水道サービスを持続的に提供する」ことを経営の基本方針とします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

御代田浄化管理センターの耐震補強・長寿命化工事は、建設事業経費で大きなウェイトを占めていますが、これも平成30(2018)年度までに第2期工事が完了する見込みです。その後の更新工事の時期については、下水道施設全体の更新計画であるストックマネジメント計画を策定のうえ、計画的かつ効率的に実施していきます。下水道の本管整備はほぼ完了しておりますが、住宅新築に伴う下水道接続に係る工事(枝管整備、公共樹・取付管)については、有収水量の確保のため、効率的な実施を行います。

○管渠、処理場等の建設・更新、投資の平準化に関する事項

下水道整備を行った結果、今後施設の改築更新時期(耐用年数)を迎え、この改築更新費用に多額の費用が見込まれます。したがって、改築更新サイクルを延長した上で、改築更新費用の平準化を図り、老朽化した管渠や処理場等の改築更新を計画的、効率的に進めて行く必要があります。また、施設の更新に当たっては、過剰投資、重複投資とならないよう内容の精査を行うなど、投資の合理化に取り組みます。当町は、平成24(2012)年度に御代田浄化管理センター長寿命化計画を策定し、平成26(2014)年度から設備や建物の改築更新を行ってきました。今後は、処理場のみならず、管路等も含めた下水道施設全体を網羅した上で、改築更新の優先度の判定と計画的な投資を行う必要があり、その前提作業として、ストックマネジメント計画の策定を最優先事業として位置付けています。

○防災・安全対策に関する事項

施設の耐震化

御代田浄化管理センターは、平成25(2013)年度に耐震診断を行いました。その結果、要耐震化箇所が見つかり、平成26(2014)年度からの耐震診断により、耐震性能が不十分とされた施設に関して耐震化工事の実施設計を行いました。主に人の出入りがある作業関連施設から優先して耐震工事を始めています。

平成27(2015)年度から平成28(2016)年度に、処理場の管理棟の耐震化工事を実施しました。また、平成29(2017)年度も沈砂池汚泥棟の耐震化工事を実施し、順次処理場内耐震補強工事を進めていく予定になっています。なお、工事は改築更新工事と同時に施工をすることで手戻り工事等をなくし、コストの削減を図っています。

管路の耐震化については、ストックマネジメント計画の策定により、管路の更新、耐震管への切り替えを同時に行えるよう効率的に実施して参ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入

公営企業の料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない」とされています。現在、公共下水道事業においては、事業計画区域内での本管整備は完了しておりますが、区域内での住宅新築による下水道接続は続いており、料金賦課の対象となる有収水量、料金収入ともに増加しているのが現状です。しかしながら、将来的には人口は減少傾向となり、有収水量も確実に減少していくものと思われ。また、本管整備が完了し、普及率が上昇したにもかかわらず、恒常的に一般会計からの多額の繰入れを続けていくことは、受益者負担の原則や独立採算制の原則からも適正な状況とはいえないため、支出の大きなウェイトを占める元利償還金の状況を踏まえながら、維持管理経費の縮減、建設投資の効率化など総合的に取り組んでいくことで、今後も安定した収入が確保できるよう、使用料の設定については定期的に検討を行う必要があります。

○企業債

今後、下水道の処理人口が減少し、将来の使用料収入の減少が見込まれる中、現役世代が負担すべき費用を将来世代が過度に負担することにならないよう、処理区内人口1人当たりの企業債残高等に留意し、企業債残高の抑制を図ることが重要となります。現在、過去の建設投資の財源となった起債(借入金)の元利償還金額は年々増加傾向にあり、平成34(2022)年度にピークを迎える見込みです。現在、財源確保のため、資本費平準化債の借入により、一般会計からの繰入金を抑制するとともに、単年度収支の安定化を図っておりますが、将来世代に大きな負担を強いることのないよう、料金収入を含めた収入全体のバランスの維持が必要となります。

○一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金と、それ以外の基準に基づかない繰入金があります。下水道事業において、雨水処理に要する費用等は、一般会計が負担する経費として基準内繰入金とされており、基準外繰入金は、それ以外の収支不足の補てん等に充てるため、地方公共団体独自の政策判断による繰入金です。なお、平成18(2006)年度に基準内繰入金として「分流式下水道等に要する経費」が新設され、基準内繰入金の範囲が拡大されましたが、当該繰入金は、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難な経費に対するものであり、本来は、使用料で賄うべき経費とも考えられます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○維持管理業務の中での点検作業
 当町では、下水道の処理場、マンホールポンプの維持管理業務を民間に委託しています。日々維持管理業務に従事している業者に、点検作業も並行して行うことで、将来的な改築更新に向けた事前調査と詳細な現状把握を行うことができます。
 現在、下水道の管渠について、主要幹線である御代田中央幹線(栄町地区～荒町地区、小田井地区)を経由し、処理場へ繋がる管)からカメラ調査や清掃作業を実施しています。維持管理業務を充実させることで、施設の現状把握、延命化と改築更新の効率化を図っています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>○ 事業の広域化 平成27(2015)年度に改正された下水道法第31条第4項では、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を創設しており、県、町、下水道事業に携わる民間業者等を構成員として、下水道管理者が下水道を適正に管理し続けるために、管理者同士、管理者と補完者等の連携の在り方や役割分担について協議し方向性を決定、最終的に広域連携の具体化案を導き出し、下水道事業の広域化に繋げていくものとされています。 当町では、佐久圏域での開催されている広域連絡会議等に参加し、広域的な取り組みを実施していく道筋を付けるため、近隣の下水道管理者とともに連携を深めています。</p> <p>○ 事業の共同化 現在、町では、御代田浄化管理センター及びマンホールポンプの維持管理業務を近隣自治体と共に、同一の業者に委託しています。近隣の複数の自治体が広域的に委託することで、コスト削減や効率化を図っています。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>投資の大きなウエイトを占める下水道施設の改築更新費用については、ストックマネジメント計画を策定のうえ、更新時期、更新費用を長期的に把握し、毎年の元利償還金の支出額と比較検討し、投資の平準化を図っていきます。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>現在、処理場の維持管理業務を民間へ委託している状況ですが、下水道料金の賦課徴収業務に関しても民間活用できる余地はないか、近年検討を続けています。</p>
<p>その他の取組</p>	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	支出の大きなウエイトを占める元利償還金の状況を踏まえながら、維持管理経費の縮減、建設投資の効率化など総合的に取り組んだうえで、今後も安定した収入が確保できるよう、使用料の設定については定期的に検討を行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用については、近隣自治体、先進自治体の取り組みを参考にしながら、当町の下水道事業の維持管理業務上支障のない範囲内で、実施できるよう検討していきます。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道料金の賦課徴収業務に関して民間委託の検討を続けていますが、現状とのコスト比較等で結論には至っておらず、継続的に検討を続けます。近隣市町村と広域的な民間委託を推進すべく、協同事業及び勉強会等で検討を続けていきます。
職員給与費に関する事項	現在、下水道事業特別会計からは毎年2名分の職員給与費を支出しています。必要最小限度の人数としています。
動力費に関する事項	処理場の電気料金契約に関して、高压受電分について、一般競争入札等による電力会社の選定等により、電気料金の縮減ができるよう取り組みます。
薬品費に関する事項	近隣自治体で、処理場の維持管理業務を同一の業者に委託しており、これにより薬品等を一括購入できるなど、広域的な維持管理体制の構築により、経費縮減が実現できています。
修繕費に関する事項	予防保全的な維持管理業務を日常的に行うことで、設備、機械の不具合の早期発見による修繕費の縮減と、施設の延命化による更新費用の縮減を同時に実現できるよう取り組んでいます。
委託費に関する事項	近隣自治体とともに処理場の維持管理業務を同一の業者に委託し複数年契約することで、広域的、継続的な維持管理体制の構築による委託費の縮減が実現できています。
その他の取組	危機管理等の体制整備 自然災害や事故等の不測の事態により、下水道施設が被害を受けた場合でも短期間で復旧できるようにするため、長野県が主導となり、県内の多くの市町村とともに下水道BCP(業務継続計画)の共同研究業務を行いました。BCPには災害時の初動、緊急調査、緊急修繕等、発災からの経過期間ごとに行動計画を立て、有事の際の行動規範等を盛り込んでいます。 また、大規模地震等により、被災した自治体単位では対応できない下水道被害が発生した場合に備えて、長野県内をブロックごとに分けて北佐久地区内での下水道施設災害時の防災訓練(連絡体制構築訓練、受入訓練)を実施しています。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今後、本計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間時である平成33(2021)年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績の乖離が著しい場合、又は計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、本計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。 見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)の4つを踏まえたPDCAサイクルを活用し、実績との乖離が大きい場合は、事業全体の実施方針について改めて検討します。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	26年度	27年度	28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		(決算)	(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	28,381	33,741	36,273	34,112	34,486	34,071	34,573	34,606	34,642	34,674	34,709	34,745	
	(1) 営 業 収 益 (B)	13,293	13,536	14,094	14,812	15,676	16,145	16,628	17,164	17,639	18,167	18,711	19,271	
	ア 料 金 収 入	13,271	13,524	13,784	14,799	15,649	16,118	16,601	17,100	17,613	18,141	18,685	19,246	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	22	12	310	13	27	27	27	64	26	26	26	25	
	(2) 営 業 外 収 益	15,088	20,205	22,179	19,300	18,810	17,926	17,945	17,442	17,003	16,507	15,998	15,474	
	ア 他 会 計 繰 入 金	15,032	20,028	22,179	19,300	18,810	17,926	17,945	17,442	17,003	16,507	15,998	15,474	
	イ そ の 他	56	177											
	2 総 費 用 (D)	11,318	12,644	11,981	11,374	11,648	10,912	11,084	10,779	10,473	10,157	9,837	9,514	
	(1) 営 業 費 用	5,118	6,969	6,616	6,324	6,918	6,979	7,011	7,043	7,079	7,111	7,146	7,183	
	ア 職 員 給 与 費													
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	5,118	6,969	6,616	6,324	6,918	6,979	7,011	7,043	7,079	7,111	7,146	7,183	
	(2) 営 業 外 費 用	6,200	5,675	5,365	5,050	4,730	3,933	4,073	3,736	3,394	3,046	2,691	2,331	
ア 支 払 利 息	6,200	5,675	5,365	5,050	4,730	3,933	4,073	3,736	3,394	3,046	2,691	2,331		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	17,063	21,097	24,292	22,738	22,838	23,159	23,489	23,827	24,169	24,517	24,872	25,231		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	883	542	1,017	486	750	750	750	750	750	750	750	750	
	(1) 地 方 債													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金													
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金	883	542	1,017	486	750	750	750	750	750	750	750	750	
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	20,946	21,639	23,154	23,224	23,588	23,909	24,239	24,577	24,919	25,267	25,622	25,981	
	(1) 建 設 改 良 費	322	471	1,676	1,431	1,475	1,470	1,469	1,470	1,470	1,470	1,470	1,469	
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	20,624	21,168	21,478	21,793	22,113	22,439	22,770	23,107	23,449	23,797	24,152	24,512	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 20,063	△ 21,097	△ 22,137	△ 22,738	△ 22,838	△ 23,159	△ 23,489	△ 23,827	△ 24,169	△ 24,517	△ 24,872	△ 25,231		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I)	(J)	△ 3,000	2,155									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	4,674	1,674	1,674	3,829								
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,674	1,674	3,829	3,829							
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		89	100	108	103	102	102	102	102	102	102	102
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	13,293	13,536	14,094	14,812	15,676	16,145	16,628	17,164	17,639	18,167	18,711	19,271
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	396,519	375,351	353,873	332,080	309,967	287,528	264,758	241,651	218,202	194,405	170,253	145,741

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	15,032	20,028	22,179	19,300	18,810	17,926	17,945	17,442	17,003	16,507	15,998	15,474
うち基準内繰入金	15,032	20,028	22,179	19,300	18,810	17,926	17,945	17,442	17,003	16,507	15,998	15,474
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	15,032	20,028	22,179	19,300	18,810	17,926	17,945	17,442	17,003	16,507	15,998	15,474

経営比較分析表

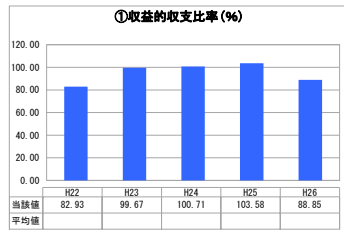
長野県 御代田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	1か月20㎡当たり家産料金(円)
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	
-	該当数値なし	6.82	96.93	4,536

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,455	58.79	262.88
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,052	0.40	2,630.00

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



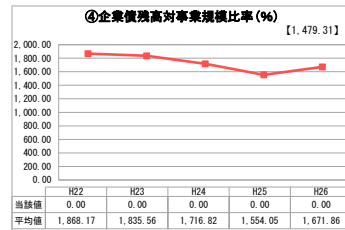
「単年度の収支」



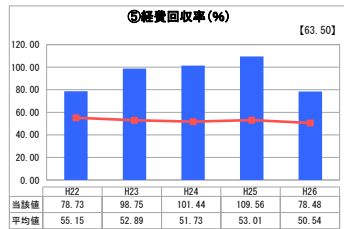
「累積欠損」



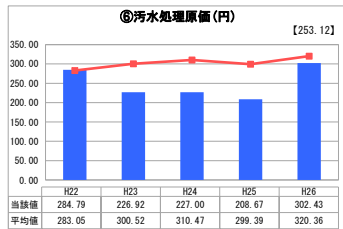
「支払能力」



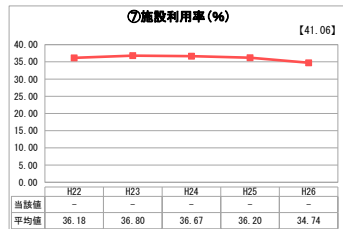
「債務残高」



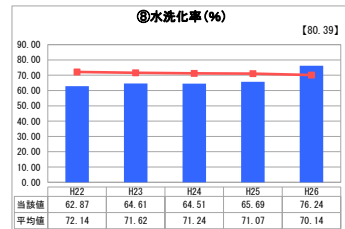
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

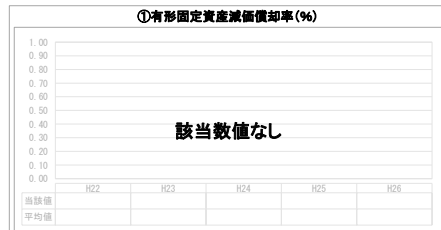


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

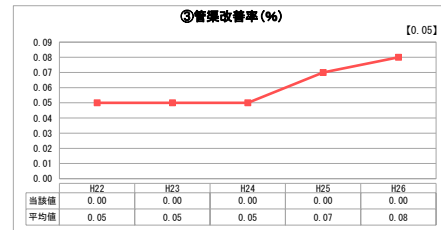
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- 収益的収支比率
一時100%を超える数値でしたが、現在は80%台で推移しています。今後、企業債償還が進むことで改善していくと思われま。
- 企業債残高対事業規模比率
企業債の償還金を一般会計からの繰入金ですべて賅っているため、数値は0となっています。
- 経費回収率
一時100%を超える数値でしたが、汚水処理費が増加したことにより、使用料収入のみでは賅えない状況になっています。しかしながら、類似団体の平均値との比較では、高い水準で推移しています。
- 汚水処理原価
類似団体の平均値よりも低い水準ですが、経年比較では、減少から再度増加に転じているため、流入汚水量に対しての処理コストが増加していることが分かります。
- 施設利用率
実績値がないため、比較検討できません。
- 水洗化率
水洗率（接続率）は年々向上しており、流入汚水量は増加しています。平成26年度には類似団体の平均値を上回る水準となりました。

2. 老朽化の状況について

管渠については、事業計画に点検の方法・頻度、維持管理に関する中長期的な方針等を盛り込み、計画的な維持管理と改築更新を行う予定です。

全体総括

特定環境保全公共下水道事業を今後も継続的に実施するためには、維持管理費の更なる削減、改築更新の計画的な実施による支出の平準化、水洗化率の向上、適正な料金設定など総合的に取り組み、経営の健全化、効率化を目指す必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。